

## 静岡文化芸術大学科目等履修生規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、静岡文化芸術大学学則第56条の規定に基づき、科目等履修生に関し、必要な事項を定める。

なお、静岡県西部高等教育ネットワーク会議が設置する静岡県西部8大学共同授業科目を履修する科目等履修生に関し必要な事項については、別に定める。

### (入学許可)

第2条 科目等履修生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）があるときは、教授会の選考を経て、学長が入学を許可する。

- 2 全学共通科目、資格取得課程科目を出願した科目等履修生の選考は、担当教員が専任教員の場合は当該教員の所属する学部の教授会、担当教員が非常勤講師の場合は文化政策学部教授会において行う。

### (入学資格)

第3条 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) その他学長が、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

### (入学の時期)

第4条 科目等履修生は、学年又は学期初めに入学を許可する。

### (入学の志願)

第5条 入学志願者は、次の各号に定められた書類に所定の検定料を添え、学長に願い出

なければならない。

- (1) 科目等履修生入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 出願理由書
- (4) 最終学校の卒業（修了）証明書及び学業成績
- (5) その他指定する書類

（費用の負担）

第6条 入学を許可された者は、所定の期日までに科目等履修生入学料及び聴講料を納入しなければならない。

2 演習、実習等に要する特別の費用は、科目等履修生の負担とする。

（学生証の交付及び返還）

第7条 科目等履修生入学料及び聴講料を納入した者には、学生証を交付する。

2 科目等履修生は、履修期間が終了して学籍を失うときは、学生証を速やかに返還しなければならない。

（履修期間）

第8条 履修期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、その期間を延長することができる。

（単位の認定）

第9条 履修科目について単位修得の認定を得ようとする者は、試験を受け合格しなければならない。

（成績表及び成績証明書の交付）

第10条 科目等履修生には成績表を交付するほか、成績証明書を交付することができる。

（許可の取消）

第11条 科目等履修生として不相当と認められたときは、学長は、第2条に基づき入学の選考を行った教授会の議を経て、許可を取り消すことができる。

（準用）

第12条 静岡文化芸術大学学則中、学生に関する規定は、科目等履修生に準用する。

（委任）

第13条 この規程の施行に関し、必要な事項は、教育研究審議会の意見を聴いて学長が定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、役員会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年11月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年3月23日から施行し、平成18年度前期科目等履修生として入学を志願する者から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。